

〈資料紹介〉

## 世界平和連邦府規約

金子 利喜男

### 目 次

- 第1章 目的と原則
- 第2章 戦争禁止と平和教育
- 第3章 入会と会員の種類
- 第4章 総会
- 第5章 会長
- 第6章 理事会
- 第7章 世界連邦への道
- 第8章 第1次世界連邦憲法
- 第9章 第2次世界連邦憲法
- 第10章 最終規定

### 資 料 集

- 1. 会費
- 2. 世界平和連邦府国別支部規程
- 3. WPF日本支部規程
- 4. WPF北海道ブロック規程
- 5. WPF由利支部規程
- 6. WPF札幌大学生クラブ規約
- 7. 国連変革についてWATUN提案を支持
- 8. 核軍縮にかんする提案
- 9. WPF平和軍縮基金規程
- 10. WATUN WPF平和教育基金
- 11. 鳩山首相とメドベージェフ大統領への提案
- 12. 領土境界紛争の公正な解決のための決議

## はじめに

世界平和連邦府（その略称は WPF）は、国際的な民間の団体で、より良い地球共同体の発展に寄与し、そしてその高度な発展段階である世界連邦の樹立に貢献するという目的をもっている。

会員の種類は、国家、自治体、議員、団体および個人であると規定され、国家も会員になることを歓迎している。しかし、始期の WPF には、国家である会員は当分あらわれないうちにみえるので、国家やその連合体から生ずる公権力の諸要素がない初段階、いわば幼児期の WPF 用のために、その便宜性から世界平和連邦府規約（略称は WPF 規約）を起草し、ようやく 2010 年 1 月 31 日に採択するにいった。

じつは、WPF は世界平和連邦府憲章案も用意しているのであるが、WPF 規約は「この規約事国が、2 か国に達したとき、加盟国会議の規定を有する世界平和連邦府憲章案が発効する」としている。（WPF 規約第 30 条）20 世紀の国際社会は、国際連盟規約と国際連合憲章のもっとも基本的な文書をもって発展した。WPF も、WPF 規約から WPF 憲章への成長転化が生ずるなら、その内部で質的な変化が生ずるであろう。

国際連合は、みずから自己を変革できるであろうか？安全保障理事会の常任理事国は、国際の平和と安全の維持にかんして拒否権をもっており、当然それは自国の軍事行動にかんして他国が非難するときも行使しうる、という特権的な地位を有し、さらには国連憲章を改正するさいも拒否権を発動できる。（国連憲章第 109 条第 2 項）場合によっては、さも常任理事国が暴君であるかのように振るまうことさえ法的に阻止できない。国連憲章の改正のさい、一常任理事国も拒否権を行使しないと、だれも断言できないであろう。むしろ行使する可能性は高いようにみえる。

ということは、WPF の国連変革理事会は、国連変革世界連合（WATUN）と協力しつつ、国連変革に貢献しなければならないし、NGO を糾合して、より良い世界共同体、さらには世界連邦の樹立を探究するには十分な理由もあり、またそれは必要である。国家は国益中心に行動しがちであるとすれば、NGO はむしろ地球益または全人類益を重視するといえるであろう。

国際紛争の平和的解決制度も実に原始的であり、紛争国が裁判への付託に合意すれば裁判所は裁判できるという仕組みであり、国際裁判から逃れようとすれば逃れることができる。無辜の民を殺したり、侵略したような場合でも・・・。

火をみるより明らかなのは、NGO の連合体は、国際紛争の平和的解決制度を発展させるうえでも、その全人類的性格の活動が要請されているということであり、そ

の一局面は、資料編の「領土境界紛争の公正な解決のための決議」でもあり、その最初の個別的な適用は、日本、ロシア、アイヌ民族間の領土問題となった。(173頁)

本稿は、2009年度の札幌大学研究助成費を受けて完成したものであり、ここで深く感謝を申し上げます。

2010年3月3日

2008年12月16日、第1回WPF役員選挙の結果が発表され、筆者が会長、クラウス・シルヒトマン博士（平和学、ドイツ人）が総会議長、フランシスコ・ブランカルテ（弁護士、メキシコ人）が国連変革理事会の理事長、ロブ・フィーラー（社会活動家、アメリカ人）が環境理事会の理事長、ジョセフ・エガー（指揮者、アメリカ人）が教育科学文化理事会の理事長などに選出された。

次頁以下の世界平和連邦府規約は、2010年1月31日、第3回WPF総会で採択されたものである。

## 世界平和連邦府規約

われら世界平和連邦府は、

自己の幸福と平安だけでなく、他の人びと、他国の人びとの家庭やその友人たちの幸福と平安もおなじく重要であるとの大前提にたち、

戦争や独善的行動が、人類に言語を絶する破壊と悲惨をもたらし、逆に、人間尊重、人類愛、互惠の精神が、人類の悲願である恒久的な世界平和の基礎であることを確信しつつ、

かけがえのない地球社会が、地球温暖化、経済格差の拡大、餓死・飢餓・疫病など、おおくの問題に直面している現実を直視するなら、国連変革のみならず、世界連邦と世界法の研究およびそのための新機軸のころみも、いっそう切迫し、かつ重要になっているので、

世界連邦実現が簡単でないにせよ、世界中の国家、民族、自治体、他の諸団体および個人に協力をよびかけ、平和な法治地球共同体にむかい一步一步前進することが、われらのもっとも重要な責務であると認識しつつ、

核兵器をふくむ国家軍備の撤廃された世界、人類が恐怖心なく生活し、交歓し、共感できる美しい地球のみならず、巨大な軍事費がすべて平和的分野のために転用される果実としての繁栄、および、かかる世界で開花する高度な文化もみられるような恒久平和の樹立に貢献せんがため、

われらの世界平和連邦府という全人類的な団体が正常に機能できるまでの暫定期間においては、この世界平和連邦府規約および総会の決定が、世界平和連邦府憲章（案）より優先することを確認して、

2010年1月31日、この世界平和連邦府規約を採択した。

## 第1章 目的と原則

第1条 世界平和連邦府（略称は府またはWPF）の主要目的は、つぎのとおりである。

1. より良い平和な地球共同社会の発展に寄与する。
2. 世界連邦の樹立に寄与する。
3. 万人のために人権と基本的自由を尊重するよう奨励する。
4. 法の支配、紛争解決および平和の樹立に寄与する。
5. 世界の全国家による国家軍備全廃の達成を促進する。
6. 環境悪化、とりわけ、地球温暖化の防止のため最大の努力をする。
7. 貧困、人口、エネルギーなどの問題解決にも寄与する。
8. 青年が、より良い平和な地球社会のため活動できる場を提供する。

第2条 WPFは、つぎの原則にしたがって行動しなければならない。

1. 人間尊重と人類愛の精神が、平和主義と民主主義の基礎となる。
2. 世界連邦にむかう国際関係で、WPFは戦争による支配を支持しない。
3. 国家主権は、国家間の合意にもとづいて、段階的に制限される。
4. 特定の個人または国家が拒否権をもつことはない。
5. WPFは、諸政府、国際連合、国際組織、NGO、NPO等と協力する。
6. 意志表示、会議、会合と他のコミュニケーションは、原則として、インターネットで日常적으로こなうことができる。

## 第2章 戦争禁止と平和教育

第3条 WPFは、戦争を絶対に否認する。

第4条 WPFのすべての機関は、国際連合が明示的に承認していない武力行使を否認する。

第5条 WPFは、平和教育基金を創設しつつ、平和教育と研究を奨励する。

### 第3章 入会と会員の種類

第6条 WPFへの入会は、17歳以上の者で、より良い平和な地球共同社会に関心があり、恒久平和を希求し、WPF 規則を順守する用意がある万人に開放されている。

第7条 会員の主要な種類は、国家、自治体、議員、団体と個人である。代議員は、その種類により投票数がことなる。

### 第4章 総会

第8条 総会は、賢人会議と全人類会議で構成される。賢人会議の議長が、総会の会長になって同総会を代表する。

#### 第1節 賢人会議

第9条 賢人会議の最重要課題は、より良い地球共同体と世界連邦への道程の探究について、世界の首脳のみならず、各国の政界、経済界、労働者団体、学界、宗教界などと対話し、理解と協力をもとめることである。

#### 第2節 全人類会議

第10条 全人類会議はWPF の最高機関で、世界平和と法治地球共同社会のための全人類の意見の集約の場である。会議はすべての会員からなる。

第11条 全人類会議は、地球社会の平和と安全維持をふくみ、WPF にかんするすべての事項を審議し、決定することができる。

第12条 全人類会議の主要任務は、会長、賢人会議と全人類会議の議長、理事会の理事長、判事等の役員をえらび、調停その他の平和的手段をこころみ、世界連邦憲法案を確定し、この規約を改正し、その対外的関係、提案、要請などを決定し、WPFの会費と予算を決定することである。

## 第5章 会長

第13条 会長は、WPF会員によりえられ、任期は2年とする。ただし、4年ごと2年間任期の会長が、いくつかの地域から輪番で選出される。

第14条 全人類会議より選出される会長はWPFの首長であり、WPF総会でえられる役員以外の会員を適切な役職に任命することができる。

## 第6章 理事会

第15条 行政、国連変革、NGO、議員自治体、平和、軍備縮小、領土、財政、企業家、環境、教育、科学、文化、司法、青年および他の事項について、実現可能なものから理事会を設置できる。

## 第7章 世界連邦への道

第16条 WPFは戦争を承認せず、諸国に紛争の平和的解決制度の強化、および厳重な国際管理のもとにおける全面完全軍備縮小をよびかける。

第17条 国連安保理の常任理事国が有する拒否権について、WPFはそれを制限し、最後には廃止することを諸国、とくに常任理事国に要請する。

第18条 WPFは、一般的性格の国際裁判所の管轄権を早期に承認するよう諸国家に要望しつつ、その包括的条約案を国際連合と諸国家に提案する。

第19条 核兵器国は、核兵器を非核兵器国にたいし行使せず、それを早期に廃棄し、原子力は例外なく平和的に利用されなければならない。

第20条 WPFは、軍縮による軍事費削減にともない、先進国が、その一定割合を除隊者の完全雇用のためだけでなく、発展途上国の国民生活の向上と積極的平和の促進のためにも利用するよう先進国に要請する。

## 第8章 第1次世界連邦憲法

第21条 第1次世界連邦憲法の起草者は、国家軍備が多少残存し、諸国が一般的性格の裁判管轄権を承認せずとも、ほぼ全国家が世界連邦憲法に批准したとき、世界連邦の成立を宣言できるような草案を提示する。

第22条 その草案は、主権が全人類に属すむね宣言する。

第23条 総会は、上院と下院で構成され、世界連邦の最高機関である。

第24条 大統領は、原則として、5年の任期でえられ、再選されない。

第25条 国家の政治的、経済的、社会的、文化的、および他の制度は、国家の合意がなければ、その国家のゆすりえない権利として存続できる。

## 第9章 第2次世界連邦憲法

第26条 第1次世界連邦憲法と他の重要な諸文書を参照し、第1次憲法からの継続性と多様性のなかの統一を考慮しつつ、第2次憲法の起草者は、その草案を作成する。

第27条 第2次憲法は、国益のほか、さらに国際的な地域益と人類益が反映されるような選挙法、立法、司法および行政制度をさだめる。

## 第10章 最終規定

第28条 WPFの公用語は、英語、日本語およびフランス語とする。

第29条 総会は、その出席者の3分の2以上が賛成したとき、本規約を改正できる。

第30条 この規約事国が、2か国に達したとき、加盟国会議の規定を有する世界平和連邦府憲草案が発効するものとする。



## 資料集

組織というのは、ある意味ではおもしろいもので、われわれの世界平和連邦府（WPF）については、その基本的文書である WPF 規約が総会の審議に付されず、規約（案）のままであるにもかかわらず、役員選挙がおこなわれたり、会費、国別支部、WPF 平和軍縮基金などにかんする原則や規則が採択されたり、また鳩山首相とメドベージェフ大統領への提案、核軍縮にかんする提案などが総会で審議され、決定されてきた。

もっとも重要な WPF 規約が案のままであったのは、WPF の基本構想が試行錯誤の流動的な要素を宿しているほかに、もしそれが確定してしまうならば、その改正は面倒で、時間がかかることを危惧したからでもあるが、前掲のような WPF 規約は、ようやく本年（2010年）1月31日に第3回総会で採択されたばかりである。

ここで紹介する資料は、WPF の揺籃期における基本的な諸文書である。これらは、ほとんど WPF 総会または WPF 準備委員会により採択されたもので、イタリック体で書かれたものは、筆者による説明であり、活字体は資料そのものである。

資料集には収めていないが、WPF 誕生前の比較的重要な初期の文書は、役員選挙の結果にかんするもので、2008年に筆者が準備委員会委員長、そのご WPF の会長に選出されたものなどである。

WPF は、2009年1月1日に誕生した。しかし、会費の具体的な規則がなかったので、まずそれは総会で審議され、つぎのように決定された。

## 1. 会 費

- a. 一般会員は12ドル（日本人は1,200円）  
ただし、学生は6ドル（日本人は600円）
- b. 自治体議員は50ドル（日本の自治体は5,000円）；
- c. 国会議員は100ドル（日本の国会議員は10,000円）；
- d. 人口5万以下の自治体は200ドル（日本の自治体は20,000円）；
- e. 人口50-100万の自治体は300ドル（日本の自治体は30,000円）
- f. 人口100-1000万の自治体は400ドル（日本の自治体は40,000円）
- g. 人口1,000万以上の自治体は500ドル（日本の自治体は50,000円）
- h. 資本金にしたがい法人は50-500ドル（日本の法人は5,000-50,000円）。
- i. 国家は50,000ドル。ただし、発展途上国は支払う必要がない。
- j. 国家群は100,000ドル

（2009年4月23日の総会決議）

WPFに興味はあるが、積極的に参加できない人たちのため準会員の制度をつくり、その年会費を6ドル（日本人については600円）と総会は決定する。また

a) 2009年6月1日から今年12月31日まで、WPFはその主要機関の長に、原則として、その職名でなされた仕事に応じて、50ドルを上限として支払う。

b) 札幌にある事務局で働いている会員と非会員は、会長との契約によって、その報酬をうけとる。

（2009年7月29日の総会の決定）

2009年5月27日に採択された世界平和連邦府国別支部規程によれば、「各国支部は、その独立予算を編成することができる。ただし、会員は、原則として、その会費の半分は自国支部へ、のこり半分は府の中央予算へ、しはらうものとする。」となっているが、まだWPFの銀行口座も開設されていない現状で、事実上この規定は施行されていない。

## 2. 世界平和連邦府国別支部規程

第1条（委員会設置の要件） 一国に同一国籍のWPF会員が2名にたったとき、それらの会員は国別支部の設立と発展のための準備委員会を設立できる。

第2条（構成） 1 準備委員会は、委員長、副委員長（複数）、その他の委員からなることができる。

2 副委員長1名と委員1名は、WPF会長が任命することができるものとする。

第3条（主要任務） 準備委員会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. その国に自国の支部を組織し、それを発展させること；
- b. 世界連邦と恒久平和にかんする問題を研究し発表すること；および
- c. 近隣諸国の団体と人びととの国際協力を促進すること。

第4条（選挙） 委員長、副委員長、委員は、その候補者のなかから選出される。

第5条（設立申請） 1 WPFに同一国籍のWPF会員が2名以上いるとき、会長に国別支部を承認するよう要請できる。

2 国名が「世界平和連邦府〇〇支部」の円の部分に挿入される。

第6条（各国支部の自治的性格） 各国の支部は、世界平和連邦府の不可分の機関であるが、相当に自治的性格を有する機関であるものとし、世界平和連邦府の支部にかんする諸規程に別段の定めがないかぎり、支部の構成と組織上の諸問題を自主的に決定することができる。

第7条（財政） 各国支部は、その独立予算を編成することができる。ただし、会員は、原則として、その会費の半分は自国支部へ、のこり半分は府の中央予算へ、しはらうものとする。

本規程は、2009年5月27日に採択された。

### 追加規則

その国内の広域ブロック支部、行政区域別支部、少人数の支部が、それらの発意で結成されなければ、WPF会長または国別支部代表は、みずからそれらの支部規程をさだめることができる。

*（この追加規則は、2010年WPFの会員から同意をえようとしているもの）*

この規程により、まずネパールにWPFネパール支部が結成された。

### 3. 世界平和連邦府日本支部規程

#### 第1部 準備委員会

**第1条（準備委員会）** 世界平和連邦府（WPF）日本支部の設立と発展のための準備委員会を設立する。同委員会は、委員長、副委員長、その他の委員からなる

**第2条（主要任務）** 準備委員会の主要任務は、日本支部を組織し、それを発展させること；および日本支部の広域のブロック、都道府県別の支部、その他の支部を設置することである。

**第3条（選挙）** 委員長、副委員長、委員は、その候補者のなかから選出される。

#### 第2部 WPF 日本支部

**第4条（原則）** WPF国別支部規程により、WPF日本支部は、下記の原則にしたがう。

a. 日本支部は、世界平和連邦府の不可分の機関であるが、相当に自治的性格を有する機関であるものとし、世界平和連邦府規約およびその他の規定に別段の定めがないかぎり、支部の構成と組織上の諸問題を自主的に決定することができる。

b. WPF日本支部は、独自の独立予算を編成できる。日本人会員が支払う会費の一部分は、この独立予算に充当され、会費の半額は、原則として、中央予算へ充当される。

**第5条（構成）** 1. 日本国籍を有する者だけでなく、日本に居住する外国人も、WPF日本支部の会員になることができる。

2. WPF日本支部は、支部長、副支部長（複数）、その他の役員からなることができる。副支部長1名は、WPF会長が任命することができるものとする。

3. 会員は、追加的に支部費を払わずに、いくつかの支部に同時に属することができる。

**第6条（任務）** WPF日本支部は、つぎの任務を有する。

a. より良い世界、恒久平和、世界連邦にかんする諸問題を探究し発表すること；

b. これらの諸問題で、超党派かつ超宗派的な共通事項をについて活動すること；および

c. WPF日本支部会員間、および近隣諸国の人びととの親睦と協力を促進すること。

**第7条（ブロックと都道府県支部）** 準備委員会が承認するならば、最初ブロックは5名の会員、都道府県別の支部は4名の会員、他の支部は2名の会員からなることができる。

## 4. WPF 北海道ブロック規程

**第1条（原則）** WPF日本支部規程により、WPF北海道ブロック支部（以下、北ブ支部）は、下記の原則にしたがう。

a. 北ブ支部は、世界平和連邦府の不可分の機関であるが、自治的性格を有する機関であるものとし、上位規定に別段の定めがないかぎり、支部の構成と組織上の諸問題を自主的に決定することができる。

b. WPF日本支部は、それ独自の独立予算を編成できる。日本人会員が支払う会費の一部分は、この独立予算に充当され、会費の半額は、原則として、WPF中央予算へ充当される。

**第2条（構成）** 1. 日本国籍を有する者だけでなく、日本に居住する外国人も、北ブ支部の会員になることができる。

2. 北ブ支部は、支部長、副支部長（複数）、その他の役員からなることができる。副支部長1名は、WPF会長が任命することができるものとする。

3. 会員は、追加的に支部費を払わずに、いくつかの支部に同時に属することができる。

**第3条（任務）** 北ブ支部は、つぎの任務を有する。

- a. より良い世界、恒久平和、世界連邦にかんする諸問題を探究する；
- b. これらの諸問題で、超党派かつ超宗派的な共通事項をについて活動する；および
- c. 北ブ支部の会員間、および近隣諸国の人びととの親睦を促進する。

**第4条（所在地）** 北ブ支部の所在地は、支部総会が承認する場所とする。

## 5. WPF 由利支部規程

**第1条（目的）** 世界平和連邦府（WPF）由利支部の主要目的は、WPF規約第1条にかかげられている一般的なもののほか、由利中学校区内と周辺の生徒、学生、PTAおよび住民が、平和、軍備縮小、国際連合、世界連邦などを学ぶにあたって、それを促進することである。

**第2条（原則）** WPF日本支部規程により、WPF由利支部支部（以下、支部）は、下記の原則にしたがう。

a. 支部は、WPFの不可分の機関であるが、自治的性格を有する機関であるものとし、上位規定に別段の定めがないかぎり、支部の構成と組織上の諸問題を自主的に決定することができる。

b. 支部は、それ独自の独立予算を編成できる。支部の会員が支払う会費の一部分はこの独立予算に充当され、残り全額は、原則として、由利中学用平和基金に上積みする。

**第3条（構成）** 1. 日本国籍を有する者だけでなく、由利本荘市内に居住する外国人も、支部の会員になることができる。

2. 支部は、支部長、副支部長（複数）、その他の役員からなることができる。副支部長1名は、WPF 会長が任命することができるものとする。

3. 会員は、いくつかの支部に同時に属することができる。

**第4条（任務）** 支部は、つぎの任務を有する。

a. 由利中学校が、世界平和のため、たんに県内と国内ばかりでなく、世界においても模範的なもの、世界の由利中学校になることを支援する。

b. より良い世界、恒久平和、世界連邦にかんする諸問題を探求する。

c. これらの諸問題で、超党派かつ超宗教的な共通分野で活動する。

d. 支部の会員間、および近隣諸国の人びととの親睦を促進する。

**第5条（所在地）** 支部の所在地は、支部総会が承認する場所とする。

これと類似の末端支部は、他の地域でも生れつつある。

## 6. WPF 札幌大学生クラブ規約

われらが世界平和連邦府札幌大学生クラブは（以下、WPF 札大生クラブ、またはクラブという）、「政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、唯一の被爆国として、世界のすべての人々と手を携え、核兵器等の廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探究など、持続可能な人類共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである」との2005年8月2日の超党派の国会決議に呼応し、全国民的かつ全人類的な基礎に立脚し、まず第一に、より良い平和な地球共同体の発展、そしてそれにつづく世界連邦の実現探究に寄与するよう努力し、みずからのクラブを世界連邦宣言クラブとして、2009年11月16日、このWPF 札幌大学生クラブ規約を採択した。

**第1条（主要目的）** クラブの主要な目的は、つぎのとおりである。

1 クラブは、より良い平和的な地球共同体の発展、戦争のない世界連邦実現への多様な道を多面的に比較研究し、できるだけ早期の世界連邦樹立、および国際法から世界法への発展過程を学習する。

2 クラブは、時代の要請をみきわめつつ、諸国家だけでなく、全人類的、全地球的かつ宇宙的価値をも考慮して、その広大な空間での軍備撤廃、紛争解決および積極的平和の樹立の研究に寄与する。

3 クラブは、すべての国家が一般的な性格の国際裁判所の裁判管轄権を承認するような構想を支持し、既存の国際裁判所を補完する制度の創設とその発展の一助となるよう努力する。

4 クラブは、全国民的かつ全人類的な基礎に立脚し、党派や宗派などを超えて、世界連邦宣言自治体、世界連邦宣言大学、世界連邦宣言教団、世界連邦支持の政党や政治家などを後援することができる。

**第2条（副次的目的）** クラブは、経済社会問題、民族問題、環境問題、人権問題のみならず、地球温暖化、経済格差、餓死・飢餓・疫病、世界人口増加、エネルギー不足などの諸問題をも学習できる。

**第3条（原則）** 1 クラブは、世界の多様性および個人と団体の自主性をも尊重しつつ、もっとも普遍的かつ包括的性格をもっているような世界連邦運動協会（WFM）と世界平

和連邦府など協力する。

2 クラブの会員が、どの特定の世界連邦宣言自治体、世界連邦宣言大学、世界連邦宣言教団、世界連邦支持の政党や政治家を支持するかは、その会員個人が決定できるものとする。

3 研究と交流などの成果は、いろいろな機会に発表し、同時にホームページなどで公開する。

**第4条（対外関係）** 1 クラブは、若い世代が、交歓し共感しあいながら活動できる場を創り、世界連邦への道程で、世界各地の他大学の同種のクラブと他の青年団体とも協力しあう。

2 クラブは、平和団体および世界連邦関係の適切な国際団体に加入するか、または協定を締結して、その間の協力関係を具体化することができる。

**第5条（入会）** クラブは札幌大学の学生と大学院生だけでなく、つぎの要件をみたす他大学の学生と大学院生にも開放される。

a. 戦争でなく、法の支配と平和をねがい、より良い地球共同体と世界連邦の創建に関心があること;

b. この規約を順守する用意があること; および

c. 自己の意見に他の会員が同意するよう強要せず、会員の多様性をみとめる寛容さをもてること。

**第6条（構成）** 1 クラブは、代表、対外関係担当副代表、対内関係担当副代表、事務局などからなる。

2 クラブは、準会員の制度を設ける。

**第7条（任期）** 役員任期は、原則として1年間とし、再選も兼任もできるものとする。

**第8条（会費）** 年会費は600円とし、準会員の年会費は300円とする。

**第9条（事務局）** 代表は、クラブ運営のために、事務局の成員を任命する。クラブの事務局の所在地は、WPF北海道支部のそれと同一であることができる。



札幌大学は、わが国の中でもっとも世界連邦の研究と運動にかかわっている大学のひとつであり、おもに教員をメンバーとする札幌大学世界連邦研究会（代表は筆者、会員15名）のほか、札幌大学世界連邦学生クラブ、WPF 札大生クラブがある。これら3つの団体は、それぞれ独立した団体であり、上下関係はない。

ただし、WPF 札大生クラブはWPFの一機関であり、2009年11月16日に結成されたばかりである。その会員は2010年1月現在16名、そのうち6名が留学生である。

WPF 札大生クラブが国際的であるとすれば、札幌大学世界連邦学生クラブのほうは国内的な性格をおびている。あまり国際的にかかわりなく、独立した学内だけの学生クラブというのであれば、クラブ員になりやすいという状況も考慮する必要がある。

若年の経験の少ない学生が、複雑な国際的活動に従事することは、困難をとまなっている。事実、WPFにおいては、その揺籃期から後掲のような重要文書についての草案作成、審議、決定などをおこなってきた。

## 7. 国連変革について WATUN 提案を支持

2009年の夏、国際連合変革世界連合（WATUN）というNGOは、国連改革について、WPFの支援を求めてきた。下記の文書は、総会の同年7月29日の決議にもとづき、WATUN支持を伝えた文書である。

国際連合変革世界連合（WATUN）様

世界平和連邦府会長 金子 利喜男  
(署名)

世界平和連邦府が、第109条にしたがい国際連合憲章の再審議をとおし、世界議会にむかって国連議会会議を創設するという国連変革世界連合の構想を支持するということをお知らせでき、光栄に存じます。

WPF憲章(案)の前文は、つぎのようにうたっています:「かけがえのない地球社会が、宇宙空間の軍事化、地球温暖化、経済格差の拡大、餓死・飢餓・疫病、世界人口の増加、エネルギー不足など、おおくの問題に直面している現実を直視するなら、国連変革のみならず、世界連邦と世界法の研究およびそのための新機軸のこころみも、いっそう切迫し、かつ重要になっている」。

それゆえ、国連変革世界連合によって、国際連合第63回総会のH.E. デスコト・ブロッカム議長宛の請願書簡を支持いたします。

私はこの機会に、WPFの国連変革理事会の主要任務をもお知らせします。WPF憲章(案)によれば、それは下記のとおりです。

(WPF憲章の第37条を記している。ここでは割愛)

## 8. 核軍縮にかんする提案

下記の文書は、WPF 賛同者シャリアー・シャーレイが、WPF 総会の第3会期に提示した審議用の原案である。

### 北朝鮮とイランの核開発欲にたいする呼びかけ 核不拡散方式でなく、核のグローバルなゼロによって

北朝鮮とイランが、特殊な地政学的な位置にあって、困窮していることを認めつつ、両国の核保有の意欲について、西側列強との共通の基礎的問題は、いかに両国が「よく振舞っているか」が感知されることである。主な問題は、いくつかの国家は「責任があり」、それゆえ核兵器を保有することが可能で、他は「ごろつき国家」で、核保有ができないというジレンマにある。今や強制力のある国際立法と国際法が存在しない状況下では、どんな国々が核保有を認められ、どんな国々がごろつきになるのかという定義づけが、国内の政治的解釈の事項となっている。

例えば、核不拡散条約（NPT）上の現在の核兵器保有国、それにインド、パキスタンやイスラエルなどのような核不拡散条約非加盟国が、本当に「責務のある」国家と見なされ、それゆえ核兵器の保有が認められると考えられるであろうか？ 確かに、イラン政府や多くのイスラム諸国の眼で見れば、米国やイスラエルが無責任で、ごろつき国家である。彼らの考えでは、国際社会や国連のうしろだてがない状態での米国によるイラク侵攻、または最近のイスラエルによるパレスチナ地域への侵攻は、米国やイスラエルのほうが本当のごろつき国家であるとの証明であるとみている。確かに、同じ「ごろつき」のラベルを貼るつけることでも、どの国の見解が述べられているかによって、北朝鮮と日本の両国間、または北朝鮮と韓国の両国間で、その立場がことなるのである。

それゆえ、国際立法とその法の存在しない現状では、核開発の野望に対する唯一の永続する解決法は、イランや北朝鮮に限らず、潜在的願望を有する他の諸国とっても、核兵器から解放された世界、すなわち、核兵器ゼロの世界に向かって作業すべきであるということになる！ この展望に立てば、爆弾を持って「善良なやつら」とか、爆弾を持とうとしない「悪い奴ら」が誰もいないということになる！ どの国もあえて核兵器を持とうとしなくなるであろう！ それは核兵器を制限するとか削減するとかでなく、明確にそれは核

兵器全廃という許容度ゼロを意味する一般的なものである！

この移行過程は、核不拡散条約の第6条にある「・・・嚴重かつ効果的な国際管理のもとにおける全面的かつ完全軍備縮小・・・」を強調し促進しながら、効果的にスタートさせなければならない。不運なことに核不拡散条約の開始以来の強調面が、他の条項にある「不拡散」に置かれてきて、それは5大核保有国によって推し進められてきた。そして第6条にうたわれている核軍縮には、力が注入されなかったのである。核不拡散条約の5年経過時の検討会議が2010年に予定されているが、これは第6条と「完全軍備縮小」を推し進めるための絶好のチャンスである。

シャリアー・シャーレイ，2009年5月，ドバイ

2010年1月10日，札幌市定山溪の溪流荘で，新年会をかねて，WPF会員が，とりわけ，この核軍縮にかんする提案をふくむ総会の議題について下記のような共同意見を総会に提出することにした。

われわれは，この文書について，いくつか具体的に言及すべき論点を追加する必要性を認めつつ，原則的に賛成し，また領土問題と平和教育基金についてWATUNとの共同が，きわめて順調かつ効果的に進んだことをかんがみて，核軍備縮小にかんするこの最終文書も，できれば，少なくともWATUNとの共同文書として完成することが望ましい，との共通意見である。

上記の文書で言及されている核不拡散条約の第6条は，きわめて重要であり，まずもって大国が全面完全軍縮を達成するにあたって，率先してその模範をしめさなければならないのであるが，現実はそのようでないことが最大の問題であるといえよう。この第6条は下記のようにさだめている。

#### 第6条

各締結国は，核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき，並びに嚴重かつ効果的な国際管理のもとにおける全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について，誠実に交渉を行うことを約束する。

## 9. WPF 平和軍縮基金規程

WPF 規約は、「WPF は、平和教育基金を創設しつつ、平和教育と研究を奨励する。」とさだめ、WPF 憲章（案）は、軍縮理事会の任務のひとつとして、平和軍縮基金の創設を掲げている。これは下記の WPF 平和軍縮基金規程で具体化された。

### WPF 平和軍縮基金規程

世界平和連邦（以下 WPF）は、

現および元国家首脳のみならず、大学その他の教育施設と一般人に平和軍縮学習の普及活動に参加するよう呼びかけ、その学習を大衆化することめざしつつ、および

生徒、学生その他の人びとに平和、軍備縮小、国際連合、世界連邦などにかんする基礎的知識を知らせる目的ももって、

2010年1月31日、WPF 総会において、この WPF 平和軍縮基金規程を採択した。

第1条（目的） 「基金」の目的は、つぎのとおりである。

a) 平和、軍備縮小、国際連合、世界連邦などの教授のため、学校その他の教育施設の教員を養成すること；

b) そのような平和学習と研究を大衆化し、それを一般人の間に普及すること；

c) 学校と他の教育施設の内外に友好的環境をつくり、学校でのいじめ問題の解決にも寄与すること；

d) もし学校教員と生徒が希望するなら、他の学校との国際的な友好関係をもつことに助力すること。

第2条（構成と任務） 1. この包括的なWPF平和軍縮基金のもとに、地域的基金、および寄付者の希望にしたがった個別的基金を設立することができる。

2. WPFは、「基金」を管理し、その事務局として奉仕し、もし必要なら中央基金管理委員会を招集し、同委員会がその議長を選出するものとする。

3. WPFは、平和、軍備縮小、国際連合、世界連邦などにかんして、関係学校その他の教育施設へ適切な情報を送らなければならない。

**第3条（中央委員会）** 1. 中央基金管理委員会は、WPF、寄付者、学校、PTA、その他の関係者の各代表からなりうる。

2. この委員会の委員になることは、WPFにとってだけ義務的であり、他のいかなる寄付者、学校、PTAまたは関係者にとっても義務的でないものとする。

**第4条（寄付者）** 1. WPF会員だけでなく、非会員も基金の寄付者になることができる。寄付者になることは、WPF、学校またはPTAにとって義務的でないものとする。

2. いかなる寄付者も、金品を学校その他の教育施設に直接に渡すことができる。それをどのように消費すべきかについて、中央基金管理委員会は、できるだけ寄付者の意志を尊重しなければならない。

**第5条（学校と他の教育施設）** 1. WPF平和軍縮基金から助成金をうける教育施設の長は、教員、学生または生徒が、平和、軍備縮小、国際連合、世界連邦などを学習し研究することを奨励する。

2. 学校と他の教育施設は、第1条に規定されている諸目的にしたがって活動するかぎり、基金創設者から独立して、自由に活動することができる。ただし、受賞者はWPF基準で決定される。

3. 学校その他の教育施設の長が、WPF平和軍縮基金から給付される助成金を管理し、一定の金額を消費し、その活動と支出について、学年末にWPFにたいし簡易な報告をおこなう。

**第6条（PTA）** WPF平和軍縮基金は、もし可能であれば、PTAが平和軍縮活動に参加して、個別的基金に寄付しながら、その基金を持続的なものにするよう要請する。

(この基金について、いくつかの中学校と話し合っている。)

## 10. WATUN WPF 平和教育基金大綱

国際連合変革世界連合（以下 WATUN）と世界平和連邦（以下 WPF）は、  
現および元国家首脳のみならず、大学その他の教育施設と一般人に平和教育活動に参加  
するよう呼びかけ、その平和教育を大衆化することめざしつつ、および  
生徒、学生その他の人びとに平和、軍備縮小、国際連合、その変革、世界連邦などにか  
んする基礎的な知識を知らせる目的をもって、  
2009年12月2日に作成された WATUN WPF 平和教育基金大綱を基本文書とする  
ボランティア団体、世界平和のための国際財団を設立することに合意した。

**第1条（名称）** 1 この財団の名称は、WATUN WPF 平和教育基金（以下、基金）  
とする。

2 WATUN WPF 制度のもとに、寄付者の意志にそって、個別的な基金を設置する  
ことができる。

この場合に、原寄付者の名が個別的な平和教育基金に付け加えられる。

**第2条（目的）** 基金の目的は、つぎのとおりである。

- a) 平和、軍備縮小、国際連合、その変革、世界連邦などの教授のため、学校その他の  
教育施設の教員を養成すること；
- b) そのような平和学習と研究を大衆化し、それを一般人のあいだに普及させること；
- c) 学校と他の教育施設の内外に友好的環境をつくり、学校でのいじめ問題の解決にも  
寄与すること；
- d) もし学校教員と生徒が希望するなら、他の学校との国際的な友好関係をもつことに  
助力すること。

**第3条（使用）** 基金からの補助金は、下記のような目的のために使用されることができ  
る。

- a) 学校活動と教育資材の作成または購入
- b) 現地旅行、研究計画、および学生活動
- c) 国連憲章再審議会議モデルの組織化
- d) 一課程シラバスまたはカリキュラムの基準作成

- e) 教員養成
- f) 展示, 発表, およびゼミナール
- g) 計画と政策の支援努力
- h) 研究企画
- i) メディアと広報活動
- j) その他

第4条（原則）第1条で述べられた目的を追求して、基金は下記の諸原則にしたがって行動する。

1. 基金は、平和、軍備縮小、国際連合変革、および世界連邦探究を尊重するという原則に立脚する。
2. 基金は、寄付者が第1条で規定された諸目的に反しないかぎり、できるだけ寄付者の希望を尊重しなければならない。
3. 透明性の原則が遵守されなければならない。基本的状況、文書、審議、決定、予算と決算は、WATUN とWPF のホームページで公開される。

第5条（管理委員会） 1. 基金管理委員会（以下、管委）は、WATUN、WPF、寄付者、学校、PTA、その他の関係者の各代表からなることができる。これら5つの範疇から、各代表者が選出されるものとする。

2. この委員会の委員になることは、WATUN とWPFにとってだけ義務的であり、他のいかなる寄付者、学校、PTAまたは関係者にとっても義務的でないものとする。寄付者、校長、PTAの成員が、管委の委員になる用意があるときは、その旨の意志を委員長に知らせるものとする。

3. 管委は、その議長を選出し、基金、その金銭、および基金が保有するいかなる他の有価物をも管理しなければならない。基金の財産は、つねにWATUN とWPFに報告され、それらのホームページを通して公開されなければならない。

4. 議長は、必要であれば、管委を招集し、その管委を統轄する。審議と決定は、インターネットをとおして行うことができる。

5. WPFが、基金の事務局となる。議長が事務局の局員を任命し、これら局員は管委により承認されるものとする。

6. 管委の成員と事務局の局員は、管委によるしかるべき審議で別段の決定がないかぎり、2年間の任期を有することができる。管委の委員、議長、または職員は、その行動ま



たは行為の適正にかんして、大きな論議があるときには、しかるべき審議と公正な聴聞後に、WPFとWATUNの決定により解職されることができる。

**第6条（小委員会）** 1. 管理小委員会（以下、小委）が、基金から補助金をうける学校または教育施設に設置されなければならない。

2. 小委は、WATUN またはWPFが指名する委員、補助金を受け取る学校または教育施設の長またはそれらに指名される代表、および関係者で構成することができる。ただし、寄付者とPTAの代表者は、かれらが希望するならその委員となることができる。

3. 小委は、その議長をえらぶ。ただし、学校または教育施設が、それに基金が移譲する金銭と有価物を管理しなければならない。その財産は、WATUNとWPFに報告され、そのホームページで公開される。

4. 議長は、必要なら小委を招集し、それを統轄する。審議と決定は、インターネットをとおして行うことができる。

5. 基金から補助金を受け取る学校または教育施設は、小委の事務局となる。議長が事務局の局員を任命し、これら局員は小委により承認されるものとする。

6. 小委の成員と事務局の局員は、管委の関心をよび、しかるべき審議で別段の決定がないかぎり、2年間の任期を有することができる。

**第7条（情報）** WATUNとWPFは、平和、軍備縮小、国際連合、その変革、世界連邦、環境問題などについて、学校その他の教育施設に適切な情報を送らなければならない。

**第8条（寄付者）** 1. WPFまたはWATUNの会員のみならず、非会員も基金の寄付者となることができる。WATUNとWPFのいかなる会員も、寄付者になることを自薦または他薦することができる。

2. WATUN, WPF, 学校, またWPFにとっても、寄付者になることは義務的でないものとする。

3. 寄付者は、基金に移譲した寄付金の使用を管委に委任できる。

4. 寄付者は、WATUN WPFにその名が加えられる名称での寄付金の用途を指定することができる。

5. 管委は、寄付者の意向が基金の目的と任務に合致しているかぎり、いかに寄付金を使用すべきかについての寄付者の意向をできるだけ尊重しなければならない。

6. 寄付者は、一括してまたは分割して、一定額の金銭を基金に送金することができる。

7. いかなる寄付者も、WATUN WPFに寄付者の名が加えられる名称の基金用に、直接に学校または他の教育機関に寄付金を送ることができる。

**第9条（学校と他の教育施設）** 1. 基金のみならず、それから補助金を受け取る学校と他の教育施設も、平和、軍備縮小、国際連合、その変革、世界連邦、環境問題などを学習し研究しよう奨励する。

2. 学校と他の教育施設が、それらの活動を第2条が規定する目的にそって行うかぎり、基金の創設者から独立して、原則として自由に行うことができる。ただし、賞与は、WATUN WPF 基準にしたがって決定される。

**第6条（PTA と卒業生）** 基金は、学校のPTA および卒業生に、もし可能であれば、平和教育活動に参加して、個別的基金に寄与しながら、それを持続可能なものにするよう要請する。

(この基金についても、いくつかの中学校と話し合っている。)

## 11. 鳩山首相とメドベージェフ大統領への提案

以下にある文書でわかるように、わたし金子が成員であるグループと世界市民法廷(WOCIT)は、時の日ロ両首脳にたいして、何回か外交交渉と司法的解決の併用を提案してきた。今回の下記の文書は、筆者がWPF会長としてWPF総会に提案し、2010年1月31日に同総会で採択された鳩山首相とメドベージェフ大統領への一応の提案である。

ロシア、日本およびアイヌ民族間の係争諸島にかんする

### 日ロ両首脳と報道機関への提案

日本国総理大臣 鳩山 由紀夫殿

ロシア連邦大統領 メドベージェフ ドミトリー殿

日ロ報道機関各位

関係者各位

世界平和連邦府 (WPF)

WPF 会長, 世界市民法廷 (WOCIT) 会長

札幌大学教授 金子 利喜男

[多くの WPF 関係の連名と

係争諸島の関係者, 支援者の氏名は省略]

**われら世界平和連邦府会員と本提案の賛同者は、**

日本、ロシア、アイヌ民族間の領土問題が、第2次世界大戦後すでに64年間も3者間の関係を暗くし、これがアジアと世界の法の支配および積極的平和の樹立に間接的に悪影響をあたえてきたことを誠に遺憾に思い、

1998年10月6日、日ロ両国の関係者および学者が、その「日ロ民間共同宣言」で、もし両国が外交交渉に失敗するならば、この問題を2001年末までに国際司法裁判所（ICJ）に付託するよう日ロ両国にすでに提議していたことを想起し、

2000年5月31日に創建された普遍的な世界市民法廷（WOCIT）に、一般市民からなる国際中立提訴団が、上記係争諸島に関する訴状を提出し、法的関係をあきらかにするようWOCITに質問しているが、この問題がWOCITの審判を待たず外交交渉により、できるだけ早期に解決されることを切望しつつ、

新世紀にはいっても展望のみえない閉塞状況のもとで、WOCITは2005年5月14日にはプーチン V. ロシア大統領および小泉純一郎前日本首相に、さらに2007年1月25日には安倍 晋三日本首相およびプーチン ウラジミロヴィチ・ロシア連邦大統領にたいして、交渉により一定期間内に日ロ平和条約が締結されない場合、日ロ両国は領土問題の解決を国際司法裁判所にゆだねることを提案したことを考慮し、

外交交渉の歴史と現状をかんがみるなら、交渉だけの単線経路は、ふたたび座礁し、あるいは迷路に陥って、問題を打開することができず、むしろ解決はさらに遠のくことを危惧して、

**以下のごとく提案し宣言する。**

### 政治的妥結で可能性がより高い一選択肢

1. 日本側、ロシア側、アイヌ民族側が、1または2島について譲歩しあい、それが平和条約の締結にいたるなら、それは歓迎されるべきことである。日本が、4島のうち択捉島の半分についてだけロシアの主権を認めるとの譲歩は、将来の法的・社会的関係を複雑にするので、推奨されるべきでなく、また人為的な境界より、一民族を分断した多くの事例をかんがみても、それは推奨されない。

2. より妥結の可能性が高く、かつ法的・社会的安定性を維持できる選択肢が、日本側もロシア側も、たがいに相手側の立場に配慮し、それぞれ1島にたいする主権の要求を放棄することであろう。これは、互譲の一形態である。

3. 加えて、アイヌ民族の先住権の要求が、この領土問題に関係があろう。歯舞群島は同民族に返還するとか、あるいは他の何らかの形態で、先住権の要求を考慮すべきである。

4. 上記2では、より公正で互譲的な妥結とおもわれる一選択肢に言及しているだけであり、今回の提案の本質をなすものでない。いうまでもなく、紛争の3当事者にとって、これよりも良い、または最上の政治・外交的方法があるなら、その選択が望ましい。

5. われわれは、紛争当事者が、その政治的方法で円満に問題を解決するよう切望しているが、歴史が物語っているように、日ロ両国の政府間に、どうにかして妥結せんという互恵の精神が不十分であり、それゆえ、政治的な英断がないかぎり、もはや政治外交的な解決手法には限界があると考えている。

## 第2の選択肢は司法的解決を定める平和条約の締結

6. このような状況のもとで、われわれは関係者の利益を公正かつ公明正大に考慮して、下記の4つの諸条項を骨子とする平和条約案を提案したい。これは、日本内外で行われたアンケートでも、高水準で支持されている。その4つの条項は、下記のとおりである。

第1条項 1956年10月の日ソ共同宣言にもとづき、ロシア連邦は、まず第1に、色丹島と歯舞群島を日本にできるだけ早期に現実に引き渡すものとする。両国は、アイヌ民族の先住権を両国の国内法で考慮する。

第2条項 残りの国後島と択捉島の帰属問題の解決段階では、アイヌ民族の先住権を総合的に考慮しつつ、できるだけ早期に解決するよう双方とも誠実に交渉する。

第3条項 前条第2段階の交渉が、早期に結実しない場合に、日ロ両国は交渉以外の国際司法裁判所（ICJ）または他の解決方法をも検討し、2016年にはその選択肢を限定し、2045年まで結実しない場合には、残余2島の問題を合意にもとづきICJまたは他の平和的解決機関に付託し、その判断に従うものとする。

第4条項 日ロ両国が、問題を国際裁判に付託する場合、それは国際法を適用しつつも、ICJ規程第36条で定められているような「衡平と善」にもとづいて裁判するよう要請する。

7. この平和条約案の骨子は、当事者と関係者の利益を多面的かつ互恵的に考慮している。

a) 歯舞群島と色丹島の日本への引き渡しは、まず根室市周辺部の経済にかなり寄与するだけでなく、ロシアにとっては1956年の日ソ共同宣言を履行したことになり、その面で負担感がなくなる。経済だけでなく、政治的、心理的な好影響も甚大である。別途の協定または日本の国内法で先住権を保障する必要がある。

b) 実際は、条約でも日本の国内法でも、アイヌ民族の先住権が十分に考慮されないことがありうるので、第2条項は、上記のように提案した。

c) 前記の条約案では、日ロ双方にとり残り2島の帰属問題について交渉する余地が十

分ある。日ソ共同宣言60周年、また日本の現政権誕生から7年目に当たる2016年に、たとえば、ICJまたは仲裁裁判などに問題打開のための「選択肢を限定」したとしても、2045年までには29年の交渉期間が残されているのである。紛争当事者が互恵の精神に立脚するなら、それは解決される可能性もあろう。2045年は、第2次世界大戦が終了してから1世紀の節目であり、2045年までの長期間を設定したのは、日口両国の「外交交渉」好みの志向に配慮したからである。

d) 元島民は、高齢者になっているので、とても2045年まで待てないという声もきこえる。そうかといって、上記の「2045年」までの交渉期間を数年に限定するならば、日口両国がそのような平和条約を締結しない可能性が高いので、それでは歯舞と色丹さえ日本に引き渡されないということになってしまう。

e) 「2045年まで」ということは、もちろん、それ以前にもICJに付託できることを含意しており、われわれは、国後と択捉について、日口両国が「できるだけ早期に解決するよう双方とも誠実に交渉する。」(上記第2条項)よう切望しつつ、同時に、無果のまま交渉が長びくなら、双方の合意により、早期にICJに問題解決をまかせてもよいであろうと考えている。

f) ICJの解決は公正かつ合理的であろう。それに、互恵、当事者の利益のバランスなどを斟酌して裁判してほしいければ、「衡平と善」を考慮しつつ、ICJは裁判できるのである。

8. WPFが提案する外交交渉と司法的解決の併用の長所は、とりわけ、「法と正義」または「衡平と善」にそった早期かつ公正な解決をうながし、交渉決裂と不透明さを防止する確実な支柱となっていることにある。

9. 司法的解決では、当事国首脳と国民の悪感情が必然的にもなうということはない。米国のケイト教授が指摘しているように、領土問題は、友好的な雰囲気でも裁判所に付託されうる。長年にわたり不愉快な事件が多発してきたような場合、国民は司法的解決に賛成するであろうし、やっと安心できるような一種の解放さえ感ずるであろう。ここにこそ、友好的な裁判付託の源泉と支柱がある。

10. 軍事的衝突までおきたマリとブルキナファソ間の事件で、ブルキナファソ首脳は、ICJへの付託合意文書は「歴史的な付託協定」であるとほこらしげに声明し、マリ首脳は本件の解決は「歴史的な手本」とみたとみた。WPFは、日口間の交渉の成功を切望しつつ、両国が東アジアに「法の支配」を樹立するうえで歴史的な手本を示すことをも期待する。

### 第3の選択肢は仲介または他の形態の調停

11. 仲介も平和的解決のひとつである。アメリカ合衆国による調停の考えが、1875年の千島樺太交換条約、1905年の南樺太にかんするポーツマス条約の締結前に浮上した。ポーツマス条約はT. ルーズベルト大統領の仲介によって結実したものである。4島問題の第三者（たとえばオバマ大統領）の仲介による解決－これも日本内外で行われたアンケートでは高水準で支持されている。

### 報道機関への要望

12. 日口の報道機関では、交渉と司法的解決の併用の問題はほとんど論じられておらず、この重要事項にかんする世論調査も皆無にひとしい。これらの諸問題にも焦点をあてて、司法的解決と調停にかんする世論調査を行うことを報道機関に要望したい。

第6項の「第3条項」は、2009年12月16日、札幌大学での公開授業での質疑応答をも考慮している。



## 12. 領土境界紛争の公正な解決のための決議

2009年12月2日に採択

われら国際連合変革世界連合（以下 WATUN という）

および世界平和連邦府（以下 WPF）は、

領土境界紛争は、国際関係史上しばしば生起し、積年の紛議も未解決のまま、関係民族間で不快な悪感情をおこしてきたことを想起し、

これらの諸問題における多くの諸要素が国際法のものであり、国際司法裁判所（ICJ）が存在するが、紛争当事者は、しばしば独善的な行動をとりはじめ他方の当事者を非難し、ときには軍事紛争または戦争をひきおこし、こんにちでは核兵器の使用でさえ威嚇することを十分承知しつつ、

ICJ は法に支配される世界共同体に不可欠な普遍的な強制的裁判管轄権を有していないこと、しかし法の支配は領土境界紛争を処理する常設的機関を要請していることを認識し、

世界中の多くの人びとが、国連憲章と世界人権宣言のもとで保障されている自決権への彼らの基本的人権が否認されつづけられていることに多大の関心をはらい、先住権もみだりに軽視されせつづけ、依然として擁護し尊重される必要があることに多大の関心をはらい、

国連の安全保障理事会は、領土境界紛争を解決するための十分な手段と手続をしばしば、かつ繰り返し提供できなかつたこと、ひいて、かかる紛争解決は、できるだけ民主的かつ機能的である機関によって促進されるべきであることを認識し、

それゆえ、下記の提案を行いつつ、

領土境界紛争の公正な解決に寄与すること決議した。

## 第1部 国際連合の領土機関

1. われわれは、すべての領土境界紛争解決に資する常設機関を創設することを国際連合に提案する。
2. この機関は、総会により選出される国家で、他国と領土問題をもっていない国家により構成される。ただし、紛争当事者は、議題が同当事者の利益に直接関係するときに、の議事と審議に積極的に参加できる。
3. 同機関は、いかなる領土境界紛争も審議し、紛争当事者に勧告する任務を有し、とりわけ、紛争当事者が100年にもわたって解決できなかった領土境界紛争、および戦争にいたることのある紛争にかんし、ICJの勧告的意見を要請することができる。

## 第2部 市民社会領土境界委員会

1. いったん国連議会議（UNPA）が創設される時、国連総会が標記のような機関そのものを設置しなければ、それをUNPA内または下に設けることが良いであろう。しかしながら、現在のところUNPA創設の努力が成功するか、いかに早期にそれが創設されるかも、まったく明らかでない。
2. 諸国家は、まず第1に、それらの国益をそれぞれ追求する傾向をもっているとするれば、市民社会団体（Civil Society Organizations: CSOs）は、むしろ人類益を追求する。それゆえ、われわれがなすべきは、領土境界紛争の解決に貢献する市民社会委員会の設立を切望するような諸CSOおよび諸個人を連結することである。
3. かかる連携した市民社会委員会が設立されないあいだ、われわれWATUN、WPFおよび他のCSOが、とりわけ、50年以上も未解決のままである領土境界紛争の解決に寄与するよう努力するであろう。
4. WATUN、WPF、および他のCSOの諸団体も提示することがありうる解決と行動の類型のひとつとして、われわれは、つぎの決議を提案する。

### 第3部 日ロ間の領土問題

日本、ロシア、アイヌ民族間の領土問題が、第2次世界大戦後すでに64年間も3者間の関係を暗くし、これがアジアと世界の法の支配および積極的平和の樹立に間接的に悪影響をあたえてきたことを誠に遺憾に思い、

日本、ロシア、アイヌ民族間のより良い諸関係の発展、独善よりむしろ法の支配のもとのアジア共同体の樹立に寄与するのみならず、全人類の諸権利、責任、希求と願望のために行動するNGOとして、われわれに固有な役割をも演ずるために、

われわれは合議のうえ、日本とロシアの政府に、以下のように提案する。

1. 両政府は交渉し、国際法の原則と規則を考慮しつつ、公正さにもとづき、できるだけ早期にこれらの領土問題を解決する。
2. 領土問題について、下記の4つの諸条項を骨子とする平和条約を締結することに合意していただきたい。

- a. 1956年10月の日ソ共同宣言にもとづき、ロシア連邦は、まず第1に、色丹島と歯舞群島を日本にできるだけ早期に現実に引き渡すものとする。
- b. 残りの国後島と択捉島については、できるだけ早期に解決するように双方とも誠実に交渉する。
- c. もし両国の交渉が、2045年まで結実しない場合に、日ロ両国は、その最終的解決をICJにまかせ、ICJは「衡平と善」を考慮する。

3. もし両国が、上記の司法的解決に合意することができなければ、国際調停によってこの諸問題を解決する方法を考慮するよう提案する。

以上の文書は、2009年12月2日にWATUNによって採択された英文文書を筆者、金子利喜男が仮訳したものである。この文書は、いずれ日ロ両首脳宛に発送されるであろう。